中都セ第３７号
令和８年２月２７日

北海道知事　鈴木　直道　様

標津郡中標津町北中２番地５
株式会社中標津都市施設管理センター
代表取締役　飯島　浩

指定管理業務　令和８年度　年次業務計画書、及び年次収支計画書の提出について

このことについて、協定書第１６条に基づき、別紙のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らいください。

記

１．指定管理業務令和８年度年次業務計画書、年次収支計画書　　１部

以上

釧路総合振興局
維持管理課
-8. 2. 25 収受
第 693 号

様式１

令和８年２月２７日

道立公園名	北海道立ゆめの森公園

指定管理業務

令和８年度　年次業務計画書

指定管理者	株式会社中標津都市施設管理センター

目次

Ⅰ 指定管理業務執行体制【指定管理業務運営方針】
（１） 総括責任者 4
（２） 執行体制 4
（３） 緊急連絡網 5
（４） 職員等研修計画 6

Ⅱ 開園時間等 7

Ⅲ 維持管理業務【維持管理業務実施計画】
１コスト縮減の方策 8
２年間業務計画
（１）植物管理計画①．② ９－１０
（２）施設保守管理計画【保守点検業務実施計画】 １１
（３）衛生管理計画【清掃業務実施計画】 １２
（４）保安管理計画【警備業務実施計画】 １３
（５）再委託業務一覧 １４
（６）業務処理要領 １５－３３

Ⅳ 運営業務
１施設利用計画【利用提供業務実施計画】 ３４
２利用促進計画【利用促進業務実施計画】 ３５－３６
３利用者サービス向上策
【利用者ニーズ把握、苦情・意見等対応実施方針】 ３７－３９
４地域連携 ４０

年次収支計画書 ４１－４２

Ⅰ　指定管理業務執行体制

指定管理業務の基本的な運営方針

○安心して遊べる公園、何度でも来園したくなる「成長する公園」を目指し、現在に満足することのない、管理運営を遂行することを旨とする。

指定管理業務執行体制

（１）総括責任者

	氏　　名	勤務時間帯	身分・資格・所掌等
総括責任者	[redacted]	8：30～17：15	(株)中標津都市施設管理センター　総務課長 道立ゆめの森公園管理事務所　所長

（２）執行体制（組織）

役　職	氏　名	担当業務内容	雇用形態	備考
所長	[redacted]	公園管理、責任者	正規	①国際パークゴルフ協会公認指導員 ②普通救命講習終了 ③日本公園施設業協会遊具点検講習会終了
屋外維持係	[redacted]	屋外全般、修繕、維持	嘱託	③日本公園施設業協会遊具点検講習会終了
管理係	[redacted]	公園窓口、庶務	嘱託	
屋外維持係	[redacted]	屋外全般、修繕、維持	嘱託	
夏季作業員	－	屋外全般、修繕、維持	ﾊﾟｰﾄｽﾀｯﾌ	夏季
夏季作業員	－	屋外全般、修繕、維持	ﾊﾟｰﾄｽﾀｯﾌ	夏季
遊具監視員	－	屋内、屋外遊具監視	ﾊﾟｰﾄｽﾀｯﾌ	春季～秋季
遊具監視員	－	屋内、屋外遊具監視	ﾊﾟｰﾄｽﾀｯﾌ	春季～秋季
ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ員	－	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ受付、集金	ﾊﾟｰﾄｽﾀｯﾌ	ＰＧ供用期
ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ員	－	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ受付、集金	ﾊﾟｰﾄｽﾀｯﾌ	ＰＧ供用期
ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ員	－	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ受付、集金	ﾊﾟｰﾄｽﾀｯﾌ	ＰＧ供用期
ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ員	－	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ受付、集金	ﾊﾟｰﾄｽﾀｯﾌ	ＰＧ供用期
専務	[redacted]	会社総括	正規	本社勤務
維持係長	[redacted]	屋外全般、修繕、維持	正規	①国際パークゴルフ協会公認指導員 ②普通救命講習終了 ③日本公園施設業協会遊具点検講習会終了
屋外維持係	[redacted]	屋外全般、修繕、維持	主任嘱託	③日本公園施設業協会遊具点検講習会終了
管理係長	[redacted]	公園窓口、庶務	正規	本社勤務　②、③
総務係	[redacted]	公園窓口、総務	正規	本社勤務　③

（３）緊急時連絡網（管理事務所・振興局・関係署）　　別紙添付

(3) 緊急連絡網（管理事務所・振興局・関係署）

道立ゆめの森公園管理事務所
緊急連絡網

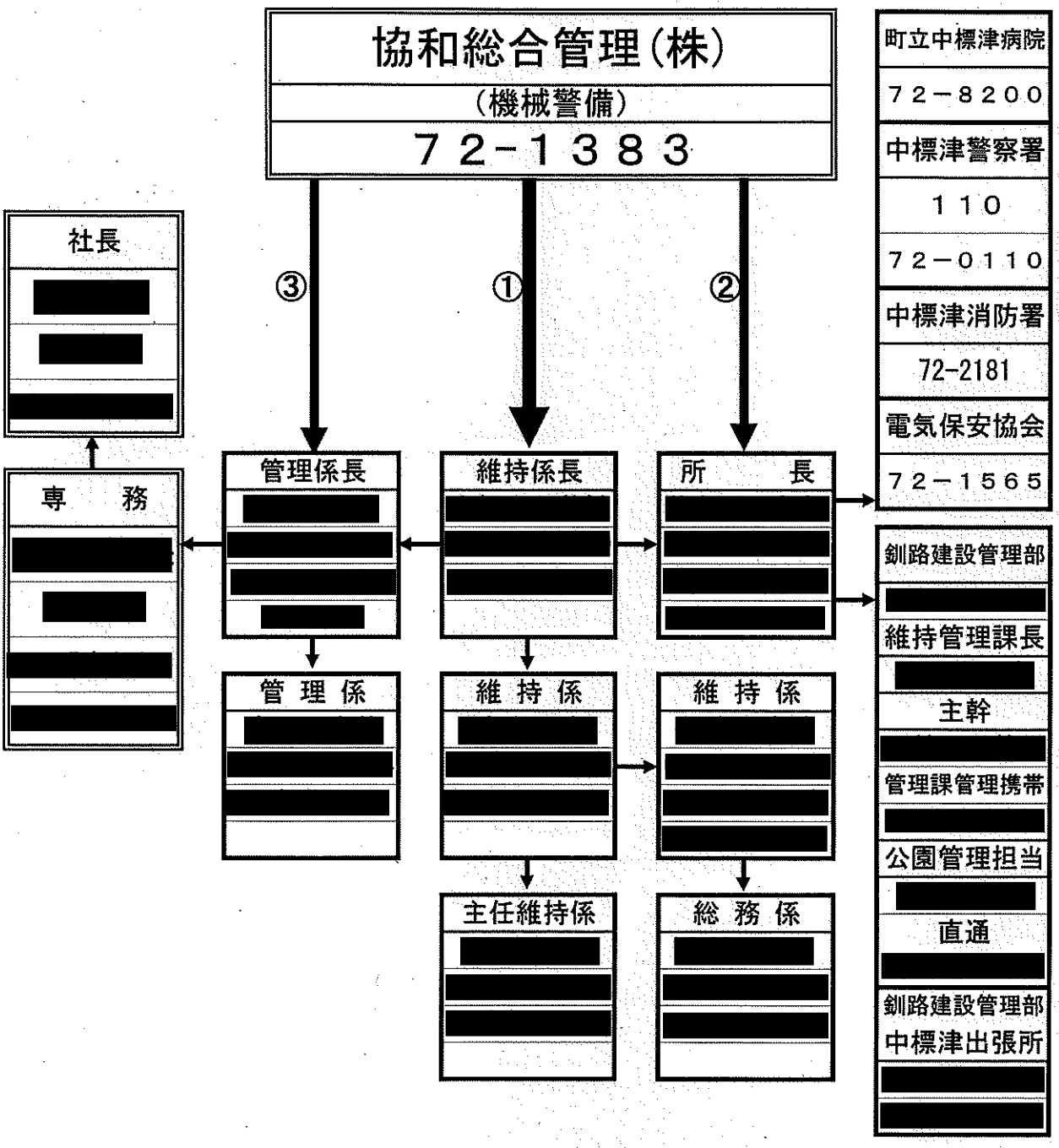

株式会社　中標津都市施設管理センター

〒086-1145　標津郡中標津町北中２番地５

ＴＥＬ　0153-72-0473　　ＦＡＸ　0153-72-0475

道立ゆめの森公園管理事務所　ＴＥＬ　0153-72-0471　　ＦＡＸ　0153-72-0475

※緊急時対応は２名とする。

(4) 職員等研修計画（資質向上）※資格取得のための講習会等含む

年　　月	研修等内容	対象	主　　催
8年4月	接遇、安全管理講習	全職員	(株)中標津都市施設管理センター
8年5月	避難訓練	全職員	中央防災システム(株)
8年5月	エレベーター非常用講習	全職員	三菱電機ビルテクノサービス
8年8月	遊具の日常点検講習会	職員１名	日本公園緑地協会 日本公園施設業協会

◎管理の目標達成度「安全かつ快適な利用環境の提供」

達成目標及び業績指標	R8指標値	R8計画	実　　施
職員資質の向上 〔安全管理・サービス向上に関する研修会を年間２回以上実施する。〕	年　２回以上	年　４回	

注）組織体制等に変更が生じる場合は、その都度管轄振興局と協議のこと

Ⅱ　開園時間等

	施設名	期間	時間	条例・規則に規定する利用の期間又は時間を変更する場合は、その理由（都市公園条例第２条の３ただし書き適用）
管理施設	門扉	4月1日～4月30日 5月1日～11月30日 12月1日～12月29日 1月6日～3月31日	8:00～18:00 6:00～19:00 8:00～18:00 8:00～18:00	
	管理棟	4月1日～12月29日 1月6日～3月31日	9：00～17：00	条例：1月4日～12月28日 ※町内公共施設に準拠
便益施設	駐車場	4月1日～4月30日 5月1日～11月30日 12月1日～12月29日 1月6日～3月31日	8:00～18:00 6:00～19:00 8:00～18:00 8:00～18:00	
	トイレ	管理棟（上記期間） クラブハウス（下記期間） 各ｻｰﾋﾞｽｽﾃｰｼｮﾝ（5月～10月）	9：00～17：00 終日 終日	
	食堂・売店	4月1日～12月25日 1月6日～3月31日	11:00～15:00土日祝祭 11:00～15:00土日祝祭	
有料施設	パークゴルフ場	ゴルフ場 5月～8月 9月～10月	6:00～19:00 6:00～18:00	条例：6:00～18:00 ※9月以降は日照時間から利用不可能 ※町内ＰＧ場に準拠し、５月開始
		クラブハウス 5月～8月 9月～10月	6:00～18:00 6:00～17:00	トイレは終日使用可能
その他				

注1）「条例・規則に規定する利用の期間又は時間を変更する場合の理由」欄は、条例・規則に特段の定めのない施設等については、記載不要であること。また、利用の期間又は時間の変更については、本業務計画書内容の承認をもって、知事承認とする。

注2）業務計画書提出後、やむを得ない事情により利用の期間及び時間を変更する場合は管轄支庁と協議すること。

Ⅲ　維持管理業務

1　コスト縮減の方策

（１）冬季間、ビジターセンター・アリーナ室温管理の徹底により、タイムプログラムによる制御方法を、「常時稼動」ではなく、陽光の差し込む昼間は、自動停止とする。

（２）外灯の点灯時間、点灯エリアの再考により、秋季の供用エリア変更、ゲート開放時間変更時期には、タイムプログラムの設定変更を適時、適切に行うとともに、点灯エリアを必要最低限とする。

（３）アリーナ照明については、外光の照射状況を常に把握し、適切な点消灯を行うことにより電力使用量の節約をする。

（４）機械室、電気室、車庫、控え室等の照明については退室時消灯を原則とし、電力使用量の節約をする。

（５）「まきばの小川」循環設備等、夜間稼動の必要性のないシステムは、タイムプログラムの設定により、その稼動を停止させ、電力使用量の節約をする。

（６）外部発注が不可避である場合以外の修繕については、当社作業員にて実施し、修繕料を軽減する。

（７）遊具の利用方法について的確な指導を行い、不用意な破損を回避し、修繕料を軽減する。

（８）清掃：事務所、車庫、電気室、機械室等は自社での清掃とし、経費節減を図る。

（９）警備：ビジターセンター、供用期のクラブハウスの機械警備のみ委託とし、経費節減を図る。

（10）樹木管理：業者委託を廃止の上、当社作業員、及びボランティアの協力にて実施し、経費節減を図る。

（11）草花管理：当社作業員、及びボランティアの協力にて実施し、経費節減を図る。

（12）芝生管理：業者委託のうち、自社作業可能部分について当社作業員、及びボランティアの協力にて実施し、経費節減を図る。

（13）噴水・池循環設備：業者委託点検を供用開始時期、及び収納時期とし、期間中、毎月実施の点検、及び毎週実施の噴水清掃を自社で行い、経費節減を図る。

（14）除排雪：除雪エリアの再考により、除雪面積を利用上必要最低限とし、除雪時間の集約による効率的な作業時刻の設定に留意する。更に、当社にて実施可能の部分については自社対応とし、経費節減を図る。

（15）自動ドア点検：法定点検制度のない自動ドアについては、自社点検を毎日行うことで、不具合等の早期発見に努め、修繕及び部品交換を業者発注とすることで、経費節減を図る。

（16）自動制御機器点検：タイムプログラム変更等は自社で行い、状況に応じて修繕を業者発注とし、経費節減を図る。

2　年間業務計画

(1)植物管理計画

別紙添付

植物管理年間計画表①

項目	エリア	業務細目	自社作業	業者作業	ボランティア	年間スケジュール												備考
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
樹木管理	全域	施肥	●					■										業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	PG場・周辺	下草刈	●					■										業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	センター駐車場	除草	●					■	■	■								業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	センター園路		●					■	■	■								業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	軽スポーツ園路		●					■	■	■								業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	センター低木周囲		●					■	■	■								業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	全域	生垣整備			●					■								地元緑化団体ボランティア(管理費縮減)
	全域	冬囲い																樹木の状況により廃止(委託料縮減)
	全域	倒木処理	●			巡回	随時											業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	全域	樹木植替え			●							■						地元緑化団体ボランティア(管理費縮減)
	全域	病害虫駆除	●				随時											業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
草花管理	グランドカバー・プランツ	灌水・施肥・雑草除去	●				灌水・雑草除去:随時	施肥										地元園芸ボランティア(管理費縮減)
	グリーンベルト	灌水・施肥・雑草除去			●		灌水・雑草除去:随時	施肥										地元園芸ボランティア(管理費縮減)
	プランター	灌水・施肥・雑草除去	●		●		灌水・雑草除去:随時	施肥										寄贈者ボランティア(管理費縮減)
	ビジター内	灌水・施肥・雑草除去	●				灌水・施肥・雑草除去:随時											自社作業

植物管理年間計画表②

項目	エリア	業務細目	自社作業	業者作業	ボランティア	年間スケジュール												備考
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
芝生管理	コスモスゾーン(翼ふれ内)	芝刈り		●						1回目		2回目						一部は委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	翼とふれあいのゾーン		●					1回目		2回目								業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	パークゴルフ場			●			9～30回／年											ラフ芝刈り面積を最小限とする(委託料縮減)
	多目的芝生広場		●				8回以上／年											業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	駐車場・園路		●	●				1回目			2回目							利用状況に応じ、一部は委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	エントランス・屋内施設周辺		●	●			8回以上／年											利用状況に応じ、一部は委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	冒険の森		●	●			3回以上／年											利用状況に応じ、一部は委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	くじらの山・海・いかだの沼		●	●			4回以上／年											利用状況に応じ、一部は委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	デイキャンプ場		●				7回以上／年											業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	まきばの丘		●					1回目			2回目							業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	パークゴルフ場	施肥		●														一部は委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	その他のエリア		●					適宜										育成状況に応じた施肥(管理費縮減)
	パークゴルフ場	除草	●		●													パークゴルフ協会のボランティアを含める(管理費・委託費縮減)
	多目的芝生広場				●													中学サッカー部ボランティア(管理費縮減)
	屋内施設周辺・デイキャンプ場		●															業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	その他のエリア		●															業者委託を廃止し自社作業(委託料縮減)
	パークゴルフ場・芝生広場他	追播(目土・エアレーター)		●													融雪剤	融雪剤は現物支給する(委託料縮減)
	その他のエリア			●								適宜						育成状況に応じた追播(管理費縮減)

(2)施設保守管理計画（要求水準書別記に定める施設保守点検項目）

点検項目		実施回数												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般施設	消防用設備点検（外観1回、総合1回）	総合						外観						2回
	電気設備保守点検（月1回）	常時監視ｼｽﾃﾑ	1回		1回		総合		1回		1回		1回	常時＋6回
	自動ドア保守点検（年4回）		1回			1回			1回			1回		4回
	監視ｶﾒﾗ保守点検（年1回）		1回											1回
	自動制御機器保守点検（年1回）						1回							1回
	ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ保守点検（年1回）	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	NO.1 年12回
	ﾎﾞｲﾗｰ保守点検（年4回）								1回	1回	1回	1回		4回
	噴水・池循環設備保守点検（年2回）	1回							1回					2回
	分煙ｼｽﾃﾑ保守点検（年1回）	システム未使用（ビジターセンター内完全禁煙施行）												
遊具	日常点検（毎朝使用開始前及び定期巡回時に1回）	60回	62回	60回	62回	62回	60回	62回	60回	58回	52回	56回	62回	718回
	精密点検（年2回以上）		1回						1回					2回

注1）　下段（　）内には、要求水準書で求められる実施回数を記入すること

(3)衛生管理計画

	対象部位	実施内容	規　　模	実施時期（回数・頻度）
日常清掃	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・エントランス	掃除機、ﾓｯﾌﾟ	ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ：2,986㎡	1/日
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・事務室	掃除機、ﾓｯﾌﾟ	↓	1/日
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・作業員室	掃除機、手拭	↓	随時
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・トイレ、採暖室	ﾓｯﾌﾟ、手拭	↓	1/日
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・厨房、売店、食品庫、休憩室	掃除機、手拭	↓	1/日
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・会議室	掃除機、手拭	↓	1/日
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・倉庫（1Ｆ・２Ｆ）	掃除機、ﾓｯﾌﾟ	↓	1/月
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・アリーナ人工芝	掃除機、手拭	↓	1/日
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・プレイスロープ	ﾓｯﾌﾟ、手拭	↓	1/日
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・階段、ＥＶホール、ロッカー室	掃除機、手拭	↓	1/日
	ﾋﾞｼﾞﾀｰ・授乳室、風除室	掃除機、手拭	↓	1/日
	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ・ﾚｽﾄｽﾍﾟｰｽ、事務室、ﾚﾝﾀﾙｺｰﾅｰ	ﾓｯﾌﾟ、手拭	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ：225㎡	1/日5月～10月
	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ・ｴﾝﾄﾗﾝｽ、廊下、自販機ｺｰﾅｰ	ﾓｯﾌﾟ、手拭	↓	1/日5月～10月
	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ・多目的ﾌﾟｰｽ、便所、ｼｬﾜｰ室	ﾓｯﾌﾟ、手拭	↓	1/日5月～10月
	各ｻｰﾋﾞｽｽﾃｰｼｮﾝ・便所、多目的ﾌﾟｰｽ	ﾓｯﾌﾟ、手拭	5箇所：360㎡	1/日5月～10月
	ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰﾊｳｽ	ほうき、手拭	103㎡	随時5月～10月
	四阿、ｼｪﾙﾀｰ	ほうき、手拭	12箇所	随時5月～10月
	屋外遊具	ほうき、手拭		随時5月～10月
	駐車場	ほうき	5箇所	1/日
特別清掃	ガラス、サッシ清掃	手拭	ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ	1/年
	床洗浄、ワックス	機械、ﾜｯｸｽ掛け	ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ	2/年
	アリーナ人工芝消毒洗浄	機械	1,356㎡	1/年
塵芥処理	各施設	ゴミ収集		1/日
有害駆除	スズメ蜂駆除			随時
	ｶﾗｽの巣（抱卵中）			随時

注１）対象部位＝「ビジターセンター事務室」など実施場所を記載すること
注２）実施内容＝「ワックス掛け」など業務の種別を記載すること
注３）規　　模＝「〇〇m2」、「延長〇〇m」「〇〇箇所」など実施の範囲・規模を記載すること
注４）実施時期＝「〇月～〇月まで　〇回／日」などの実施回数や頻度を記載すること

（４）保安管理計画

管理の目標を達成するための具体的措置

ア 安全確保

		対　象	業　務　内　容	実施期間・時間	実施回数
日常巡視		屋外施設・遊具 屋内施設・遊具	点検、巡視 点検、巡視	屋外供用期・9：00-17：00 通年・8：30-17：15	3回以上 3回以上
夜間警備	有人警備	—	—	—	—
	機械警備	ビジターセンター	赤外線センサー・設備警報	通年・17：15-8：00 年末年始・常時	
		クラブハウス	赤外線センサー	供用期・18：00-6：00 未供用・常時	

イ 保障

	対　象	保　障　内　容	期　間
施設賠償保険	対人事故 対物事故	1名につき３千万円、１事故につき１億円 １事故につき５００万円	令和８年４月１日～ 令和９年３月３１日
その他			

ウ その他安全性確保のための方策

①親水施設である「仔牛の水飲み」は水質管理に留意し、供用期間中の毎週清掃
「まきばの小川」のコンクリート舗装部についても、珪藻類発生を抑制するため、供用期間中の毎週清掃
②各水飲み場施設については、残留塩素測定を含め、その水質管理を徹底
③利用者の年齢格差を踏まえ、アリーナ内をベンチボックスで仕切り、「幼児、及び小さい子用スペース」と「その他、三輪車、ボール使用スペース」に住み分けすることで、子どもたちの安全を確保
④日曜、祝日における、幼児の安全確保のため、会議室に「キッズ・ルーム」を設け、アリーナ内の混雑に対応
⑤事務室内設置の安全監視モニターを活用し、常時、屋外遊具エリア等の安全確認
※カメラ設置箇所：いかだの沼～屋外トランポリン～くじらの海、子牛の水飲み、トロッコ駅周辺、トロッコ線路、ローラースライダー付近、クローバーの原（線路横）、メイン駐車場、
⑥定期設備点検、法定点検を専門業者に依頼、その結果について協議し、対策を講じ、安全確保
※点検設備：消防設備、エレベーター、電気設備、ボイラー、マンホールポンプ、噴水・池循環設備
⑦定期遊具点検を専門業者に依頼、２回／年以上実施し、その結果について協議し、対策を講じ、安全確保
※点検設備：屋内遊具、屋外遊具
⑧遊具事故の可能性を検討し、安全基準内の遊具であっても安全レベル向上を目指し、遊具点検業者と協議のうえ、防護処置等を施し、利用者の安全確保
※安全基準：「遊具の安全に関する基準　２０２４年４月　社団法人　日本公園施設業協会」
⑨屋外木製遊具、トロッコ駅、四阿等施設の状況に応じて、再塗装を施し、利用者の安全確保
⑩駐車場等の誘導サイン（路面ペイント）剥離状況に応じて、再塗装を施し、利用者の安全確保
⑪園内放送により、駐車場を含めた園内の利用指針を示し、利用者の安全確保
また、ゴールデンウィーク等の混雑の予想される時期には、誘導員を配備し、来園者の安全に配慮
⑫アリーナ放送により、アリーナの利用指針を示し、利用者の安全確保

◎管理の目標達成度「安全かつ快適な利用環境の提供」

達成目標及び業績指標	Ｒ８指標値	Ｒ８計画	実　施
安全性の確保 〔日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、利用者による事故発生件数を年間０件以下にする。〕	年０回以下	年０回	

令和8年度　道立ゆめの森公園分　再委託業務一覧

No.	再委託名	期間									R8予算額	備考
			年	月	日			年	月	日	（うち消費税）	
1	清掃委託業務	令和	8	4	1	～	令和	9	3	31	6,150,000 （559,091）	
2	警備委託業務	令和	8	4	1	～	令和	9	3	31	1,800,000 （163,636）	
3	ゴミ処理委託業務	令和	8	4	1	～	令和	9	3	31	600,000 （54,545）	
4	消防用設備点検委託業務	令和	8	4	1	～	令和	9	3	31	350,000 （31,818）	
5	屋内外遊具点検委託業務	令和	8	4	1	～	令和	9	3	31	1,050,000 （95,455）	
6	エレベーター保守点検委託業務	令和	8	4	1	～	令和	9	3	31	730,000 （66,364）	
7	電気設備保守点検委託業務	令和	8	4	1	～	令和	9	3	31	380,000 （34,545）	
8	パークゴルフ場等芝生維持管理委託業務	令和	8	4	1	～	令和	8	11	30	7,400,000 （672,727）	
9	センターゾーン芝生維持管理委託業務	令和	8	5	1	～	令和	8	10	31	5,290,000 （480,909）	
10	ボイラー保守点検委託業務	令和	8	4	1	～	令和	9	3	31	300,000 （27,273）	
11	マンホールポンプ保守点検委託業務	令和	8	4	1	～	令和	9	3	31	680,000 （61,818）	
12	噴水・池循環設備保守点検委託業務	令和	8	4	1	～	令和	8	11	15	470,000 （42,727）	
13	コスモスゾーン芝生維持管理委託業務	令和	8	7	1	～	令和	8	10	31	320,000 （29,091）	
14	除排雪委託業務	令和	8	11	20	～	令和	9	3	31	2,300,000 （209,091）	
	合　　計										27,820,000 （2,529,091）	

委 託 業 務 処 理 要 領

１．業 務 名　　道立ゆめの森公園清掃委託業務
２．対象範囲　　業務履行場所
　　中標津町北中２番地５
　　施 設 名　「北海道立ゆめの森公園」
３．業務内容
（１）各清掃業務内容
①ビジターセンター清掃（２，９８５．７２ｍ²）
・床及び人工芝の清掃
・遊具、事務所内のオフィス類及び案内板、ベンチ類、テーブル、各ドア窓枠等、ガラス、ガラスブロック、手すり、照明器具等の拭き上げ
・給水施設及び下水施設の管理点検
・トイレ、授乳室、会議室、採暖室、レストラン内の清掃
・トイレットペーパー、石鹸水の補給
・衛生陶器（便器、洗面台等）の無臭薬品の投入、管理点検
・エレベーター内の清掃
・エントランス及び階段、ホールの床拭き
・センター内の内壁のほこりのすす払い及び拭き掃除
・機械室、倉庫等の清掃
・書庫及び宿直室等の清掃
②クラブハウス清掃（２２５ｍ²）
・床の清掃
・事務所内のオフィス類及び案内板、ベンチ類、テーブル、各ドア、窓枠等ガラス、手すり、照明器具等の拭き上げ
・給水施設及び下水施設の管理点検
・トイレ、シャワー室の清掃
・トイレットペーパー、石鹸水の補給
・衛生陶器（便器、洗面台等）の無臭薬品の投入、管理点検
・エントランス及びホールの床拭き
・ハウス内壁のほこりのすす払い及び拭き掃除
・書庫、物入れ等の清掃
・屋内水飲み場の清掃
③各サービスステーション

1 多目的広場サービスステーション（５９．２６ｍ²）
2 翼とふれあいの広場サービスステーション（７１．４２ｍ²）
3 冒険の森サービスステーション（５６．１６ｍ²）～トロッコ森の駅
4 デイキャンプ場サービスステーション（１１３．６ｍ²）
5 いかだの沼サービスステーション（６０．２ｍ²）

・床の清掃
・案内板、ベンチ類、テーブル、各ドア、窓枠等、ガラス、手すり照明器具等の拭き上げ
・給水施設及び下水施設の管理点検
・トイレの清掃
・トイレットペーパー、石鹸水の補給
・衛生陶器（便器、洗面台等）の無臭薬品の投入、管理点検
・エントランス及びホールの床拭き
・サービスステーション内壁のほこりのすす払い及び拭き掃除

（２）作 業 回 数　　別紙「衛生管理計画」のとおり
・ゴミは、一括ビジターセンターに収集すること。

（３）注 意 事 項
・本清掃業務処理に使用する器具、資材はすべて委託業者の負担とする。
また、トイレの利用に係る消耗品も委託業者の負担とする。
・本清掃業務処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の保持に努めること。
・本業務遂行にあたって知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはいけない。

（４）指定使用物件
・本業務遂行のため必要とする水道、電気等を提供する。

４．提出書類
・毎日、清掃実施結果を清掃日誌に記入し、ゆめの森公園管理事務所に提出する。

委託業務処理要領

1．業 務 名　　道立ゆめの森公園警備委託業務

2．業務目的　　火災、盗難、その他の不良行為を防止する為に自動警報設備による警備を行う。

3．対象範囲　　場　　所　　中標津町北中２番地５

施 設 名　　道立ゆめの森公園

警備物件　　ビジターセンター及びクラブハウス、付属施設

4．業務内容

① 警備内容

- 火災、盗難及び不良行為の拡大防止に関すること。
- 事故発生時における秩序保持に関すること。
- 緊急事項の関係先への報告に関すること。
- 警備実施事項の報告に関すること。
- その他警備に付随する事項について協議の上取り決めた事項。

② 警備方法

- 自動警報警備（ビジターセンター及びクラブハウス）
- ゲート開閉業務及びそれに伴う巡回業務

③ 警備時間

警備業務を実施する者（以下「乙」という）の警備時間は、自動警報装置の作動信号を受信した時から翌始業時の警報装置解除信号を受信するまでの間の時間とする。

④ 警備責任

乙の警備責任は、自動警報装置の作動信号を受信した時に始まり、翌始業時の自動警報装置解除信号を受信した時に終わる。

５．実施要領

① 警報装置の機能及び管理

・ 乙の設置する警報装置は、警備物件で発生した異常事態を警備本部へ自動的に通報する機能を有すること。

・ 乙は警備期間中に万一警報装置が作動不能になった場合は、直ちに代替警備措置を講ずるものとする。

② 警報装置の取扱要領

ｱ. 警備開始時における警報装置の取扱い

・道立ゆめの森公園管理事務所（以下甲という）の最終退出者は各出入口、窓、扉等を施錠し、確認ランプで警報装置のセット状況の異常の有無を確認する。

・警備本部は甲の最終退出者からの警報装置作動信号を受信した時に警備を開始し当該事項を記録する。

ｲ. 出勤時における警報装置の取扱い

・甲の最初の出勤者は警報装置を解除し入室するものとする。

・警備本部は警備解除信号を確認し当該事項を確認する。

③ 異常事態発生時における処置について

・ 乙は速やかに警備物件に急行し、異常事態の確認をするとともに事態の拡大防止にあたる。

・ 乙は警備物件の確認後、直ちに警備本部へその状況を連絡し、必要に応じて警備の強化を図る。

・ 乙は状況確認後、速やかに緊急連絡先へ連絡する。

④ 鍵の預託

・ 甲は警報装置の操作に必要な鍵を予め乙から預かり、甲の責任のもとに厳重に管理し、使用する。

・ 乙は、巡回警備のうえで必要な建物の鍵を予め甲から預かり、乙の責任のもとに厳重に管理し、使用する。

６．提出書類

乙は、契約後直ちに下記の書類を作成し、甲の確認を得て提出する。

① 警報装置の設置概略図

② 緊急連絡系統図

委託業務処理要領

1. 業 務 名　　道立ゆめの森公園ゴミ処理委託業務

2. 対象範囲　　① 業務履行場所　　中標津町北中２番地５

② 施 設 名　　道立ゆめの森公園

3. 業務内容　　公園内各施設のゴミ及び廃棄物の収集運搬処理

- 対象施設名　①ビジターセンター
②クラブハウス
③サービスステーション（５ケ所）

4. 業務期間及び収集運搬処理回数

① 業務期間　令和８年４月１日 ～ 令和９年３月３１日

② 収集運搬処理回数
- 通年　週１回
- 臨時　５回

5. 提出書類

毎月の業務終了において報告書をゆめの森公園管理事務所に提出する。

委 託 業 務 処 理 要 領

1. 業務名　　道立ゆめの森公園消防用設備点検委託業務

2. 業務目的　消防法施行令で定める防火対象物における、消防用設備の適正な機能の保全を図ることを目的とする。

3. 対象範囲　○業務履行場所　中標津町北中2番地5
○施設名　　道立ゆめの森公園
○施設及び設備　（別紙「消防用設備内容書」参照）
・自動火災報知機設備　1式
・消火器　23本
・防火・防排煙設備　1式
・屋内消火栓設備　9台
・非常用警報設備　1式
・誘導灯　22台

4. 業務内容　○作業内容　消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備機器の点検及び調整
○点検回数
・総合点検　1回(4月)
・機器点検　1回(10月)
・緊急時対応点検　緊急時に随時対応し、点検処理する

5. 業務期間　令和8年4月1日から令和9年3月31日

6. 提出書類　消防法第17条の3の3の規定に基づく、点検結果報告書を提出すること。

7. 注意事項　当該機器の点検時において自動警報装置接続線の脱着の際、指定する警備会社に連絡し原状回復を確認すること。

委託業務処理要領

1　業務名　　道立ゆめの森公園　屋内外遊具点検委託業務

2　対象範囲

・業務履行場所　　中標津町北中２番５

・施設名　　道立ゆめの森公園

3　屋内遊具名

(1)　フリーホールH3
(2)　フリーホールH2
(3)　フリーホール用踊り場
(4)　クライミングウォール
(5)　ロクボク
(6)　ネットクライム
(7)　ワイワイスライダー
(8)　ホールドクライム
(9)　ラセン階段
(10)　お絵描ボード
(11) ロープ渡り
(12) ロープ渡り用デッキ
(13) ロープ渡り用グリップ
(14) ミニコンビ
(15) キッズスペース
(16) 角型トランポリン（幼児用）
(17) 丸型トランポリン（幼児用）
(18) ３・４輪自転車
(19) マット
(20) クッション遊具

4　屋内業務内容

（１） 遊具（吊り金具含む）のボルト、金具にゆるみの点検。
（２） 遊具連結金具の亀裂、損傷、腐食の点検。
（３） 遊具の木製（梯子、通路等）部分の亀裂、損傷の点検。
（４） フリーホールの滑車部分磨耗の点検。
（５） ワイワイスライダー部分シャフトの調整点検。
（６） クライミングウォールのグリップ点検。
（７） ネットクライム・ホールドクライム垂直ネットネット部分のゆるみ及び損傷点検。
（８） 保護（安全）用ロープのゆるみ及び損傷点検。

5　屋外遊具名

（１）トロッコ（足こぎ用５台・手こぎ用４台）
（２）健康器具
（３）健康器具隣接遊具
（４）ローラースライダー（複合遊具含む）
（５）屋外用トランポリン
（６）外用ホールドクライミング
（７）人力イカダ
（８）イカダ
（９）ターザンロープ
(10) ロープウェー

(11) ネット渡り

(12) ゆらゆら渡り

(13) ユラユラ橋

(14) ユラユラステップ

(15) 落下防止ネット（くじらの山トンネル）

(16) インクルーシブ遊具

(17) トライカー（10台）

6 屋外通常点検業務内容

(1) 遊具の接合ボルト、金具ゆるみの点検。

(2) 遊具の連結金具の亀裂、損傷、腐食の点検。

(3) 遊具の木製部分（梯子、通路等）の亀裂、損傷の点検。

(4) 遊具の滑車部分（ターザンロープ等）磨耗の点検。

(5) トロッコ用レールの亀裂損傷の点検。

(6) トロッコ用車輪ブレーキの亀裂損傷の点検。

(7) トロッコ用カバーの亀裂損傷の点検。

(8) 遊具のローラ部分シャフトの調整点検。

(9) リンク遊具のローラ部分の緩み及び損傷点検。

(10) 遊具の塗装の点検。

(11) トランポリンの金物、金具、テント及びロープ部分の磨耗、損傷の点検。

(12) ホールドクライミングの保護用安全ロープの緩み、損傷の点検。

(13) フロート及びフロートチェーンの亀裂損傷の点検。

(14) つり金具の亀裂損傷の点検。

(15) ロープウェーのワイヤーロープ、スライドボックスの亀裂損傷の点検。

(16) タイヤ渡りのタイヤ、チェーンの亀裂損傷の点検。

(17) その他、安全確保に必要な点検の実施。

7 実施方法

屋内点検は、４月・１１月の年２回実施すること。

但し、実施が当該月に不可能な場合には、翌月に実施すること。

屋外点検は、４月・１１月の年２回実施すること。

屋外点検は①春期屋外遊具設置業務及び②秋期屋外遊具収納業務を含める。

(ア)秋期に閉鎖、収納した屋外遊具を使用できるように整備する。

(イ)冬期間のため、屋外遊具を閉鎖、収納する。

8 報告の提出

本業務終了後は、点検報告書及びCD-Rを速やかに職員に提出すること。

9 業務期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで。

委託業務処理要領

１．業 務 名　　道立ゆめの森公園エレベーター保守点検委託業務

２．対象範囲　　業務履行場所　　中標津町北中２番地５

○施設名　　道立ゆめの森公園

○施設及び設備　　乗用エレベーター　　１台

○設備及び機器能力

・機種	HEA－C	・速度	45m/min
・操作方法	2BC	・積載重量	750kg
・停止階床数	2	・付加装置	地震時管制運転装置　１台
			音声合成装置　　１台

３．業務内容　　○作業内容

・昇降機各部の点検、給油、調整及び機器並びに付属品の修理及び取り替えの実施

○点検回数

・リモート点検　　常時

・保守点検　　３ヶ月に１回

・定期点検　　年１回

○実施事項

・安全装置の全般にわたって調査を行うほか必要に応じて機能試験を行うこと。

・乙の負担による修理又は取替工事の範囲は、昇降機を通常使用する場合に当然生ずべき磨耗及び損傷に限るものとする。

○注意事項

・昇降機が故障の場合は、甲の要求により直ちに技術員を派遣して修理を行うものとする。

４．業務期間　　令和８年４月１日～令和９年３月３１日

５．提出書類　　保守点検及びに定期検査終了後、甲に実施報告書を提出し承認を得るものとする。

委託業務処理要領

1. 業 務 名　　道立ゆめの森公園電気設備保守点検委託業務

2. 対象範囲

(1) 業務履行場所　中標津町北中2番地5

(2) 施　設　名　道立ゆめの森公園

(3) 施設及び設備

① 設備容量　290KVA

② 受電電圧　6.6KV

3. 業務内容

(1) 常時監視装置システムにより 24 時間監視を実施する。

(2) 月次点検は、主として運転中の施設の点検及び測定試験をいい、隔月実施する。

(3) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う点検及び測定試験をいい、毎年 1 回実施する。

(4) 臨時点検は、異常の発生又は発生するおそれがある場合、必要に応じてその原因調査のため、特別な点検を実施する。

(5) 不良ヶ所の改修指示助言　　必要の都度

(6) 事故発生時の処置の指示　　必要の都度

(7) 官庁検査の立会　　必要の都度

4. 業務期間　令和8年4月1日～令和9年3月31日

5. 提出書類　当該点検の結果について、「電気工作物巡視点検表」をその都度提出すること。

委 託 業 務 処 理 要 領

1　業務名　　道立ゆめの森公園パークゴルフ場等芝生維持管理委託業務

2　対象範囲
（1）場　所　　中標津町北中２番５
（2）施設名　　道立ゆめの森公園
（3）対象区域　　○軽スポーツゾーン
（翼とふれあいのゾーンは除外）

3　対象面積　　※別紙「芝生維持管理業務に係る業務場所・業務面積・業務回数指示書」参照
○軽スポーツゾーン　　77,490㎡　（うち 芝刈面積　32,838㎡）

4　業務内容
以下、４業務について、別紙「芝生維持管理業務に係る業務場所・業務面積・業務回数指示書」にあるとおりの場所、面積、回数、時期にて実施すること。

（1） 芝刈業務
○パークゴルフ場に係る芝刈業務の留意事項
① コースの刈高は、２．５ｃｍ～３ｃｍを基本とする。
② ラフの刈高は、５ｃｍ～７ｃｍを基本とする。
③ グリーンの芝状況を良好に保つため、カップの移動を適宜実施する。
④ 必要な箇所は、ブラシカッター刈にて丁寧に仕上げること。
⑤ 開場時は、転圧、コース沿いの笹の刈払い、枯葉及び枯れ枝等を除去し、良好な状態で開場すること。
⑥ 必要に応じ、刈払った草は、集草し、破棄すること。
⑦ 閉場する際は、コースの補修を実施し、良好な状態で閉場すること。
○ その他の箇所の刈高は、約４cmとする。
（2） 施肥業務
（3） 除草業務
（4） 追播業務（目土、エアレーターを含む）

6　作業に係る注意事項
（1） 作業を実施する際は、事前に管理事務所に連絡し、日程調整を行うこと。
（2） 樹木の根元等の草刈は、樹木を損傷させないように十分注意を払うこと。
（3） 公園の利用者及び車両等に十分注意を払い、作業を実施すること。
（4） 作業を実施する者は、一般の利用者に作業員であることがわかるように、腕章等を着用するように努めること。
（5） 必要に応じ、草刈後は集草し、廃棄すること。また、作業中のゴミの処理を行い、良好な芝管理に努めること。
（6） 必要に応じ、管理事務所備品の「ハンドル式自走芝刈機」及び「手動式自走芝刈機」を各１台づつ貸し出す。但し、燃料補給、使用中の修理修繕、使用後の洗浄等は、一切使用業者側が行う。
（7） その他本業務に係る材料、消耗品、機材、燃料代等は一切業者が負担するものとする。ただし、芝の張替補修の必要が生じたときは、芝代、補修代等について管理事務所長と別途協議し、決定する。

7　提出書類
（1） 作業実施計画表
（2） 作業実施写真（各作業ごと、作業標識入り）
（3） 業務着手届・業務完了届
（4） 業務委託処理担当届
（5） その他、必要な書類

委 託 業 務 処 理 要 領

1　業務名　　道立ゆめの森公園センターゾーン芝生維持管理委託業務

2　対象範囲

（1）場　所　　中標津町北中２番５

（2）施設名　　道立ゆめの森公園

（3）対象区域　　センターゾーン

3　対象面積　　167,120 ㎡　（うち 芝刈面積　39,950 ㎡）

※詳細は、別紙「芝生維持管理業務に係る業務場所・業務面積・業務回数指示書」参照

4　業務内容

以下、３業務について、別紙「芝生維持管理業務に係る業務場所・業務面積・業務回数指示書」にあるとおりの場所、面積、回数、時期にて実施すること。

（1）芝刈業務　　刈高は４cm 以内とする。

（2）施肥業務

（3）追播業務（目土、エアレーターを含む。）

（除草業務は除外）

5　作業に係る注意事項

（1）作業を実施する際は、事前に管理事務所に連絡し、日程調整を行うこと。

（2）樹木の根元等の草刈は、樹木を損傷させないように十分注意を払うこと。

（3）必要な箇所は、ブラシカッター刈にて丁寧にしあげること。

（4）公園の利用者及び車両等に十分注意を払い、作業を実施すること。

（5）作業を実施する者は、一般の利用者に作業員であることがわかるように、腕章等を着用するように努めること。

（6）必要に応じ、草刈後は集草し、廃棄すること。また、作業中のゴミの処理を行い、良好な芝管理に努めること。

（7）必要に応じ、管理事務所備品の「ハンドル式自走芝刈機」及び「手動式自走芝刈機」を各１台づつ貸し出す。但し、燃料補給、使用中の修理修繕、使用後の洗浄等は、一切使用業者側が行う。

（8）その他、本業務に係る材料、消耗品、機材、燃料代等は、一切業者が負担するものとする。ただし、芝の張替補修の必要が生じた時は、芝代、補修代等について管理事務所長と別途協議し、決定する。

6　提出書類

（1）作業実施計画表

（2）作業実施写真（各作業ごと、作業標識入り）

（3）業務着手届・業務完了届

（4）業務委託処理担当届

（5）その他、必要な書類

委託業務処理要領

１．業 務 名　　道立ゆめの森公園ボイラー保守点検委託業務

２．対象範囲　○業務履行場所　　中標津町北中２番地５

○施設名　　道立ゆめの森公園

○施設及び設備　　バコティンヒーター（タクマ製）２台

○型式・機種　　ＨＫＦＬ－３００ＨＨ型

３．業務内容　　（１）定期点検業務

ボイラー春期運転終了後（６月）に、下記の作業を年１回実施する。

① バーナー分解清掃　　２台

② 煙管及び炉内清掃（水洗い）　　２台

③ 燃焼調整点検　　２台

④ バーナー用ノズル取替え　　４個

（２）保守点検業務

通報等による緊急な修理及び調整点検　　随時

４．業務期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日

５．提出書類　　当該点検または、修繕の結果を記載した書面を提出すること。

委託業務処理要領

１．業 務 名　　道立ゆめの森公園マンホールポンプ保守点検委託業務

２．対象範囲　○業務履行場所　　中標津町北中２番地５

○施設名　　道立ゆめの森公園

○施設及び設備

汚水汚物ポンプ　　：新明和水中汚水汚物ポンプ　ＣＷ型　２箇所

雨水マンホールポンプ：新明和水中汚水汚物ポンプ　ＣＮ型　１箇所

３．業務内容

（１） 定期点検業務

年１回のポンプ引き上げ点検整備業務（オイル交換、異音検査等）の実施。

（２）故障時点検業務

故障発生時におけるポンプの引き上げ点検の実施。

（３）巡回点検業務

巡回点検実施。

① ＮＯ．１マンホールポンプ：４月から３月までの１２回

② ＮＯ．２マンホールポンプ：４月から３月までの１２回

③ 雨水マンホールポンプ：９月の１回

※ ⅰポンプ引き上げに使用する、クレーン付トラック等の機材は、すべて受託業者が準備する。

ⅱ定期点検、故障時点検、巡回点検時に必要なオイル等の消耗品、材料等は、すべて受託業者が準備する。

４．業務期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日

５．提出書類　　当該点検または、修繕の結果を記載した書面を提出すること。

委託業務処理要領

１．業 務 名　　道立ゆめの森公園噴水・池循環設備保守点検業務

２．対象範囲
（１）業務履行場所　　中標津町北中２番地５
（２）施 設 名　　道立ゆめの森公園

３．設備概要

・井戸ポンプ盤（×１）	・噴水動力盤　（×１）
・循環動力盤　（×１）	・井戸ポンプ　（×１）
・直射ポンプ　（×１）	・噴射ポンプ　（×１）
・ジャンプ噴水ポンプ　（×２）	・濾過用ポンプ　（×１）
・噴霧ユニット　（×１）	・UV 殺菌燈　（×１）
・コンプレッサ　（×１）	・カートリッジフィルター（×３）
・電動弁 50　（×１）	・電動弁 100　（×１）
・電動五方弁　（×１）	・電磁弁　（×６）
・砂ろ過機　（×１）	・銅銀殺菌器　（×１ｾｯﾄ）
・噴霧ノズル　（×100 個）	・ジャンプー直射ノズル（×10 本）
・直射用センサー（×２組）	・自動運転用電極　（×３箇所）
・操作バルブ　（×56 箇所）	・噴霧用鋳物目皿　（×100 個）

４　シーズン開始作業
（１）時 期　　４月上旬
（２）作業内容
① 養生撤去作業
② 子牛の水飲み池清掃作業
③ 貯水槽内清掃作業
④ 井戸ポンプ盤点検
⑤ 噴水動力盤点検
⑥ 循環動力盤点検
⑦ 各ポンプ点検
・ 水中ポンプ　３台
・ 陸上ポンプ　４台
⑧ 電動バルブ点検　３台
⑨ 電磁弁点検　６台
⑩ 各バルブ操作点検
⑪ 子牛の水飲み水張調整作業
⑫ いかだの沼水張調整作業
⑬ 噴霧ノズル、直射ージャンプノズル点検　１１０本
⑭ 人体センサー点検　４箇所
⑮ 噴霧ユニット点検
・ フィルター交換　２本
・ オイル注入
⑯ 銅銀殺菌装置点検（電極清掃）
⑰ システム試運転調整

５　シーズン終了作業

（１）時 期　　協議による。

（２）作業内容

①　子牛の水飲み水抜き・清掃・養生・シート囲い作業

②　いかだの沼水抜き・清掃・養生・シート囲い作業

③　噴霧用上水水抜き作業

④　各排水管水抜き作業

⑤　各バルブ調整操作作業

⑥　貯水槽清掃作業

⑦　地下ピット機械室各機器水抜き作業

⑧　消耗部品チェック交換作業

６　特殊機材定期交換業務

管理事務所と協議の上、下記機材の交換業務を行う。

（１）ろ過機ろ材交換業務

＜子牛の水飲みへ送る水をろ過するための機械内のろ材が、長期間の使用により汚濁、減少するため、ろ材を交換する＞

（２）銅銀電極交換作業

＜子牛の水飲みへ送る水を殺菌する機械の電極が長時間の使用により磨耗するため、電極を交換する＞

７　消耗部品代等の経費の負担

上記７以外の各業務及び点検作業時において、交換する必要がある消耗部品代、オイル代等は、すべて業者が負担するものとする。

８　業務期間　　令和８年４月１日～令和８年１１月３０日

９　提出書類　　各業務及び点検作業の結果を記載した書面を提出すること。

委 託 業 務 処 理 要 領

1　業務名　　道立ゆめの森公園コスモスゾーン芝生維持管理委託業務

2　対象範囲

（1）場　所　　中標津町北中２番５

（2）施設名　　道立ゆめの森公園

（3）対象区域　　コスモスゾーン

3　対象面積　　７，０６０㎡

4　業務内容

（1）芝刈業務　　２回

5　業務期間　　令和８年７月１日～令和８年１０月３１日

6　作業に係る注意事項

（1）作業を実施する際は、事前に管理事務所に連絡し、日程調整を行うこと。

（2）樹木の根元等の草刈は、樹木を損傷させないように十分注意を払うこと。

（3）必要な箇所は、ブラシカッター刈にて丁寧にしあげること。

（4）公園の利用者及び車両等に十分注意を払い、作業を実施すること。

（5）作業を実施する者は、一般の利用者に作業員であることがわかるように、腕章等を着用するように努めること。

（6）必要に応じ、草刈後は集草し、廃棄すること。また、作業中のゴミの処理を行い、良好な芝管理に努めること。

（7）その他、本業務に係る材料、消耗品、機材、燃料代等は、一切業者が負担するものとする。ただし、芝の張替補修の必要が生じた時は、芝代、補修代等について管理事務所長と別途協議し、決定する。

7　提出書類

（1）委託業務完了通知書

（2）草刈り実施写真（着手前及び完了後）

委託業務処理要領

1　業務名　　道立ゆめの森公園除排雪委託業務

2　対象範囲
（１）業務履行場所　　中標津町北中２番地５
（２）施設名　　北海道立ゆめの森公園
（３）除排雪場所　　別紙「除雪箇所図」のとおり

3　対象面積
（１）歩道部　　463 ㎡
（２）駐車場　　6,010 ㎡
（３）正面出入り口　　928 ㎡
（４）ｴﾝﾄﾗﾝｽ出入り口　　733 ㎡
（５）管理用出入り口　　802 ㎡
（６）園路　　576 ㎡
（７）メイン園路　　5,228 ㎡　　計　14,740 ㎡

4　業務処理要領
（１）作業計画
乙は、委託契約締結後、速やかに次の事項を記載した作業計画書を提出し、甲の承諾を得るものとする。
①　除雪機械等の配置計画
②　作業要員の構成及び作業命令系統
③　除雪作業方法
④　情報連絡体制
（２）作業の安全管理
①　作業の実施にあたっての安全管理及び交通処理並びに作業に関する技術指導は、乙の責任において行うものとする。
②　作業の実施に伴い通行規制を行う必要があるときは、事前に甲に通知し、その指示を受けなければならない
③　乙は、作業を実施する道路の付属物及び占用物件等の状況を常に確認し、事故の防止に努めなければならない。
④　乙は、作業機械の安全を確保するため甲の指定する機械には、運転助手を同乗させなければならない。
⑤　乙は、作業中は、作業機械に黄色回転灯及び「作業中注意」等の掲示板を取りつけ通行人及び通行車両等に作業中の危険を表示しなければならない。
（３）　作業実施前の準備
乙は気象に関する情報を集め、常に作業を実施出来るよう準備体制を整えておかなければならない。
（４）　除雪作業の実施
①　乙は、北海道立ゆめの森公園内の降雪量が概ね８ｃｍに達した場合は、甲の指示を受け直ちに作業を実施しなければならない。
②　乙は、前項に定める基準に達した場合のほか、気象情報等を総合判断して、必要と認められるときは、甲と協議のうえ作業を実施することができる。

（５） 排雪作業の実施

① 甲は、排雪作業を実施しなければならない積雪状況に達したと判断されるときは、乙と協議のうえ、具体的な日時、場所、区間、方法等により作業を実施するものとする。

② 乙は、排雪作業を実施する場合、甲との協議に基づくバリケード、標識、工事灯及び交通整理員等を配置し、作業安全を確保しなければならない。

③ 乙は、現場の状況により委託契約に係る機械で作業の実施が不可能なとき、又は、契約機械の事故等により作業の実施が不可能になったときは、甲と協議のうえ、代替機械を使用することができる。

（６） 処理状況報告

乙は、除排雪業務を実施したときは、稼動機種及び稼動時間等を記載した除排雪業務実施報告書を甲に提出し、承認を得るものとする。

（７）保険の加入

乙は、委託契約書第４条第１項に掲げる機械について、委託契約書第17条により、対人無制限、対物２００万、搭乗者障害保険３００万、免責３万円を担保として、任意の賠償保険に加入するものとする。

（８）その他協議事項

この委託処理要領に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

Ⅳ 運営業務

1 施設利用計画

(1)有料施設

	施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
有料施設	パークゴルフ場	利用者数(人)	0	1,120	1,555	1,620	1,605	1,610	1,590	0	0	0	0	0	9,100
		うち減免数		33	33	34	34	33	33						200
		うち無料者数		19	26	26	26	26	26						149
		収入(千円)	0	410	423	425	425	422	422						2,527
	合計	利用者数(人)	0	1,120	1,555	1,620	1,605	1,610	1,590	0	0	0	0	0	9,100
		うち減免数		33	33	34	34	33	33						200
		うち無料者数		26	26	26	26	26	26						156
		収入(千円)	0	410	423	425	425	422	422	0	0	0	0	0	2,527

注)年次業務計画時には減免及び無料者数の内訳は記載不要であること

(2)無料施設

(単位:人)

	利用区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
無料施設	ビジターセンター・アリーナ	5,449	8,314	5,806	6,412	9,456	5,872	5,191	4,472	3,190	3,440	3,494	5,680	66,776
	ビジターセンター・会議室	493	1,126	1,126	1,126	1,097	1,125	797	616	234	288	515	467	9,010
	多目的芝生広場	0	50	149	136	111	134	75	36	0	0	6	0	697
	イベント広場	0	15	15	15	15	15	15	0	0	721	926	412	2,149
	センターゾーン	905	4,993	5,053	6,024	7,372	5,652	4,558	1,181	294	473	826	260	37,591
	デイキャンプ場	0	253	294	241	180	151	130	0	0	0	0	0	1,249
	翼とふれあいのゾーン	0	461	633	379	710	13,700	251	117	63	0	0	0	16,314
	視察	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	6	0	14
合計		6,847	15,214	13,078	14,335	18,943	26,649	11,017	6,422	3,781	4,922	5,773	6,819	133,800

注)利用区分は「ビジターセンター遊技場」、「多目的芝生広場」「施設見学」など

総計 142,900

(3)無料施設に係る利用者数のカウント方法

ビジターセンター・アリーナ	受付簿記入数千人以下:受付人数×(1.2)、千人以上:受付人数×(1.3)　※実数調査の結果に準拠
ビジターセンター・会議室	受付人数実数
多目的芝生広場	団体利用人数＋午前、午後各1回カウント
イベント広場	冬季間のソリ、チューブ利用者:実数カウント
センターゾーン	午前、午後各1回カウント
デイキャンプ場	受付人数実数
翼とふれあいのゾーン	受付人数実数＋午前、午後各1回カウント
視察	受付人数実数

2 利用促進計画

管理の目標を達成するための具体的措置

(1) 広報活動

項目	活動計画			
	第１四半期（４～６月）	第２四半期（７～９月）	第３四半期（１０～１２月）	第４四半期（１～３月）
利用案内（新聞・広報紙・地域情報誌他）	屋外開放案内含む	夏季利用案内	屋外閉鎖案内含む	冬季利用案内
イベント案内（新聞・広報紙・地域情報誌）	コスモス種蒔案内 じゃがいも植付案内 コンサート開催案内	開園記念ｲﾍﾞﾝﾄ案内 じゃがいも祭り案内 ふわふわ遊具ｲﾍﾞﾝﾄ案内		冬季ｲﾍﾞﾝﾄ案内
イベントポスター案内	各種イベント告知 お知らせ 絵本読み聞かせ案内	各種イベント告知 お知らせ 絵本読み聞かせ案内	各種イベント告知 お知らせ 絵本読み聞かせ案内	各種イベント告知 お知らせ 絵本読み聞かせ案内
ホームページ関係	ＨＰ更新・Blog更新 Facebook更新 ｲﾝｽﾀｸﾞﾗﾑ更新	ＨＰ更新・Blog更新 Facebook更新 ｲﾝｽﾀｸﾞﾗﾑ更新	ＨＰ更新・Blog更新 Facebook更新 ｲﾝｽﾀｸﾞﾗﾑ更新	ＨＰ更新・Blog更新 Facebook更新 ｲﾝｽﾀｸﾞﾗﾑ更新
パンフレット送付				管内外児童施設へのパンフレット送付

(2) 企画事業

ＮＯ.	事業名	実施時期	事業概要
１	絵本の読み聞かせ	毎月	ボランティアによる絵本・紙芝居の読み聞かせ
２	季節イベント	季節時期	季節に応じたイベント
３	ふわふわ遊具イベント	７月予定	㈱Entertainment Effectersとの共同イベント
４	ワークショップの「わ！」	不定期	ボランティア団体による手作り工作イベント
５	わくわく・ワークショップ	不定期	ボランティア団体による手作り工作イベント
６	ワークショップ・ゆめであいましょう	不定期	ボランティア団体による手作り工作イベント
７	春の体験イベント	不定期	手作り工作イベント
８	木育広場	不定期	木育アドバイザーによる木製遊具体験
９	夏の体験イベント	不定期	手作り工作イベント
１０	MIX JAM in ゆめの森	８月	ボランティアによる屋外音楽イベント
１１	クレオメ植栽イベント	６月	ボランティアによる中央分離帯への植栽
１２	ブルースカイコンサート	６月	町内学生生徒及び一般ブラスバンドによる演奏会
１３	オープン記念パークゴルフ大会	７月	開園記念パークゴルフ大会
１４	七夕飾りつけ	８月	エントランス設置の七夕飾りの製作体験
１５	じゃがいも伯爵まつり＆ふれあい広場	９月	ボランティアによる収穫祭イベント
１６	パンプキン重量当てコンテスト	秋季	カボチャ重量当てイベント
１７	かぼちゃランタン作り教室	９月	ボランティア講師によるランタン作り教室
１８	秋の体験イベント	不定期	手作り工作イベント
１９	冬の体験イベント	不定期	手作り工作イベント
２０	松ぼっくりでツリー作り	１２月	松ぼっくりを使った工作教室
２１	クリスマス撮影会	１２月	クリスマスツリーとの記念撮影
２２	コキアでほうき作り教室	１月	植栽したホウキ草を用いた、ほうき作り教室
２３	なかしべつ　かんじきまつり	２月	ＮＰＯ法人によるかんじき体験
２４	なかしべつライダースミーティング	７月	（一社）なかしべつ観光協会によるバイクライダーを集めた交流イベント
２５	なかしべつチャレンジマラソン2025	１１月	中標津町、中標津教育委員会、（一財）中標津文化スポーツ振興財団主催のマラソン大会

(3)その他の利用促進策

1　各種施設共通、ビジターセンター、ロビー

①アリーナ内に絵本コーナーを設置し、親子で絵本に親しむ機会をつくる

②季節ごとにビジターセンターでの展示を行い、来園者に季節を感じてもらう

ビジターセンター展示一覧

	動植物系	その他
ロビー	ジャンボパンプキン	七夕飾り(来園者参加)クリスマスツリー(来園者参加)
受付	金魚、陸亀	節分・ひな祭り・ハローウィン等のフェルトクラフト
	クワガタ、カブトムシ、キリギリス	お月見・十五夜・クリスマス等のフェルトクラフト
	蜂の巣標本	ゆきだるま提灯
	季節の植物(桜、スズラン、ススキ、栗)	
アリーナ	フラワーポールへの植栽(通年)	鯉のぼり
		カブトムシ・バルーン、パンプキン・バルーン
エントランス		イルミネーション

2　会議室

①食堂スペースの補完用として、ゴザ、座卓を準備し、団体利用の食事場所に利用

②日曜、祭日には、カーペット、幼児用遊具を設置し、「キッズルーム」として開放

③育児サークル利用（原則として予約制）のため、カーペット、幼児用遊具の準備、設置

3　多目的芝生広場

①シーズン開始前に高校ラグビー部、サッカー少年団、中学サッカー部等とスケジュール調整を行い予約の確保、利用予定を掲示（サービスステーション）

②多目的芝生広場利用者向けに、クラブハウスでのボール貸出し（ラグビー、サッカー・ドッチ）

4　パークゴルフ場

①シーズン開始前に地元パークゴルフ協会とシーズンスケジュール調整を行い、予約の確保、利用予定を掲示（クラブハウス）

②地元パークゴルフ協会の協力のもと、初心者及び児童を対象にパークゴルフ講習会を企画

③冬季間は、パークゴルフ場周囲に「歩くスキーコース」を作成、整備

5　イベント広場

①屋外供用時期に合わせ、バスケットゴールを設置（２基）し、それに伴い、バスケットボール、ソフトバレーボールの貸し出し

②冬季間の利用促進のため、ソリコース作成、チューブコース作成を行い、それに伴うソリ、チューブの貸出し

③学校、幼稚園等の団体使用に対し、テーブル、放送機器、の準備、設置

6　センターゾーン

①「冒険の森」でのエゾリスの餌付けを行い、来園者に野生動物との共生環境を理解させる

②自然学習路での「野鳥観察会」「探鳥会」を開催し、来園者に野生動物との共生環境を理解し、野鳥に対する知識を深める

③見本林、自然学習路での「樹木観察会」「山野草観察会」を開催し、来園者に自然との共生環境を理解し、樹木、山野草に対する知識を深める

④冬季間は、センターゾーン周囲、自然学習路に「歩くスキーコース」を作成、整備し、エリアの有効利用、利用促進をはかると共に、それに伴うスキーセットの貸出し

⑤冬季間の利用促進のため、日曜、祝日に「くじらの海」周囲にコースを作成、安全性に細心の配慮をし、スノーモービルでのチューブ・ラフティングを行う

⑥冬季間、アリーナ・ガラス面前の屋外樹木に餌台を設置し、小鳥の餌付けを行い、来園者に野生動物との共生環境を理解させる

7　デイキャンプ場

①　利用者の負担軽減のため、焼肉用の網、鉄板、アルミホイル、掃除セットの準備と貸出し

8　翼とふれあいのゾーン
　①コスモス畑イベント（種まき等）に対し、積極的な協力体制を取る
　②じゃがいも畑イベント「じゃがいも伯爵まつり＆ふれあい広場」に対し、積極的な協力体制を取る
　③スケート少年団夏季トレーニングのため、シーズンスケジュール調整、利用予定を掲示
　④農機具展示会等の開催場所としてのアピールをし、その開催について協力体制を整える
　⑤地元イベント企画団体の冬体験ツアーについて、自主事業として協力体制を整える
　⑥冬季間の利用促進のため、ゾーン周囲に「歩くスキーコース」を作成、整備
9　その他
　①クラブハウスにおいて、マウンテンバイクの貸出しを行い、ルールの遵守を求めながら、公園内の周遊を楽しんでもらう

◎管理の目標達成目標及び業績指標「利用促進」

達成目標及び業績指標	Ｒ８　指標値	Ｒ８　計　画	実　施
公園利用者数の増員 〔年間　138,700人以上達成〕	年間　142,900人	年間　142,900人	
ﾊﾟｰｸｺﾞﾙﾌ場入場者数の現状維持 〔年間　9,100人以上達成〕	年間　9,100人	年間　9,100人	
※参考業績指標：自主事業の充実 〔開催事業数　25事業以上〕	年間　25事業	年間　25事業	

利用者ニーズの把握、苦情・意見等への対応等の実施方針

○利用者の意見を種々の方法で収集し、対処、設置、改造等を迅速かつ積極的に行うことを旨とする。

3　利用者サービス向上策

管理の目標を達成するための具体的措置

(1) 一般施設（利用時間延長等）

①ビジターセンター受付にアンケート用紙を設置
②パークゴルフ場クラブハウスにアンケート用紙を設置
③ビジターセンターに公園パンフレット、近隣地図、町内日帰り温泉地図、近隣観光スポットの地図等を設置、公園パンフレットについては、外国語版も準備
④ビジターセンター及び各サービスステーション内に「ゴミ持ち帰り用ゴミ袋」を設置、配布
⑤ビジターセンター及びクラブハウス等に、各イベント告知ポスター作成、掲示し、利用者への周知
⑥希望者に対し、ベビーカーの貸出し
⑦希望者に対し、車椅子、電動車椅子貸出し
⑧ビジターセンター、トロッコ駅、クラブハウスに救急箱を設置し、絆創膏等の供与
⑨屋外炉周辺に休憩用屋外卓を設置
⑩ロビー食堂スペースに乳幼児の利用を考慮し「畳、座卓」を設置
⑪センターゾーンに「休憩用パラソル付きテーブルセット」を、木陰にベンチ、小川沿いの林間にハンモックを設置
⑬学校週５日制に対応し、土曜日の人員体制を日曜日と同等に整え、「地区子ども会の団体利用」に備える
⑭当公園計画当初（平成５年）発足した「Ｎ公園を考える会」との連携復活を含め、ゆめの森公園サポーターズクラブを設立

(2) 便益施設（食堂・売店等指定管理者の「業務の範囲」に位置づけされたもの）

目的及び 運営方針	公園利用者に対し、安価で安定した品質の食事を提供することを目的とし、待ち時間の短縮化、適温サービス、食中毒等防止の徹底に努めます。
資格等の届け出	再委託先で取得

区　　分	営業期間及び時間	営　　業　　概　　要		営業品目及び価格
食　　堂	・期間：開園日 ・時間：土日祝祭 11:00～15:00	再委託先	一般社団法人 イープロジェクト	別紙のとおり
売　　店	同上	再委託先	同上	別紙のとおり
レンタル		再委託先		
その他（　　）		再委託先		

注１）目的及び運営方針には、産消協働、食中毒防止など、便益施設運営にあたっての基本方針を記載すること
注２）資格等届出欄は、必要な資格取得や食品衛生法上の届け出などの措置を記載すること（再委託の場合は、「再委託先で取得」と明記すること）
注３）再委託する場合は、営業概要欄に再委託先を明記すること
注４）営業品目及び価格については、別紙によりメニュー表など内容のわかるものを添付すること
注４）本業務は、利用者サービス向上策の一環として、指定管理者の「業務の範囲」に位置づけしていることから内容に変更が生じる場合は、管轄支庁へ文書にて協議すること。
（ただし、類似品目の追加、廃止など軽易なものは、この限りでない。）

食堂・売店販売品目及び価格表

	品名	価格(税込)		品名	価格(税込)
食堂売店	鮭節ラーメン・醤油	¥ 700	食堂売店	かき氷	¥ 300
	鮭節ラーメン・塩	¥ 700		トロピカルジュース	¥ 300
	ざるラーメン	¥ 700		手作りアイス	¥ 200
	カレーライス	¥ 800			
	焼きおにぎり	¥ 200			
	たこ焼き(5個)	¥ 300			
	いももち(2個)	¥ 300			
	フランクフルト(1本)	¥ 260			
	から揚げ(3個)	¥ 300			
	フライドポテト	¥ 300			
	ポテトコロッケ(2個)	¥ 250			

(3)その他の利用者サービス向上のための措置

○食堂・売店の運営は、「一般社団法人イープロジェクト」に再委託いたしますが、その運営方法等については、当社として全面的に関与し、また管理責任を負うものとします。
○食堂にアンケート用紙を設置し、価格、味、接客状況等に利用者の声を反映させ、当公園に相応しいサービスを提供いたします。
○清涼飲料水等の自動販売機を設置し、利用者の利便性を高めます。

◎管理の目標達成度「利用者満足度の向上」

達成目標及び業績指標	R8 目標値	R8 計画	実施
利用者満足度の向上 〔指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合を70%以上確保する。〕			

4 地域連携（地域事情を踏まえた効果的な管理運営）
管理の目標を達成するための具体的措置

(1)地域住民等との協働（ボランティア）

NO	事　業　名	日　程	参加者数	事　業　概　要
1	絵本の読み聞かせ	不定期	１０	「語りの会・てくてく」との協働
2	ワークショップの「わ！」	不定期	２０	「チーム・わ」との協働
3	わくわく・ワークショップ	不定期	「２０	「チーム・わくわく」との協働
4	ワークショップ・ゆめであいましょう	不定期	１０	「チーム・ゆめ」との協働
5	親子体操	不定期	４０	親子体操実行委員会との協働
6	春の植栽イベント	６月	３０	ゆめの森ガーデナーズクラブとの協働
7	MIX JAM in ゆめの森	７月	２１０	MIX JAM 実行委員会との協働
8	ブルースカイ・コンサート	６月	１４０	ブルースカイ・コンサート実行委員会との協働
9	なかしべつライダースミーティング	７月	１２０	中標津観光協会との協働
１０	じゃがいも伯爵まつり	９月	２５０	じゃがいも伯爵まつり実行委員会との協働
１１	なかしべつチャレンジマラソン	１１月	３５	中標津町文化体育振興財団との協働
１２	なかしべつかんじきまつり	冬季	１５	ＮＰＯなかしべつスポーツアカデミーとの協働
	合計		９００	

◎管理の目標達成度「住民等との協働推進」

達成目標及び業績指標	Ｒ８指標値	Ｒ８計画	実　施
公園業務に対する地域住民との協働を推進する 〔年間延べ参加者数900人以上〕	900 人	900人	

様式２

令和８年２月２７日

道立公園名	北海道立ゆめの森公園

指定管理業務

令和８年度　年次収支計画書

指定管理者	株式会社中標津都市施設管理センター

収　入　　(千円)

区分・項目	予算額	17,811			17,273			18,657			14,470			68,211	備考
		月別執行額													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
経常収入	70,738	6,058	4,839	7,748	6,051	6,038	6,454	6,023	6,024	7,033	4,034	4,143	6,293	70,738	
負担金(北海道)	68,211	6,058	4,427	7,326	5,629	5,614	6,030	5,600	6,024	7,033	4,034	4,143	6,293	68,211	
利用料金収入	2,527		412	422	422	424	424	423						2,527	
小　計	70,738	6,058	4,839	7,748	6,051	6,038	6,454	6,023	6,024	7,033	4,034	4,143	6,293	70,738	
その他収入	60	1	1	1	49	1	1	1	1	1	1	1	1	60	
自主事業等収入	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
自主事業収入														0	
食堂運営収入	0													0	
売店運営収入	0													0	
レンタル収入	0													0	
自動販売機収入	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
企画事業	48				48									48	
預金利息														0	
借入金等														0	
収入合計	70,798	6,059	4,840	7,749	6,100	6,039	6,455	6,024	6,025	7,034	4,035	4,144	6,294	70,798	

支　出　　(千円)

区分・項目	予算額	月別執行額													備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
人件費	16,100	1,080	1,080	1,800	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	3,500	1,080	1,080	1,080	16,100	
職員報酬・給料	12,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,000	
職員手当	4,100	80	80	800	80	80	80	80	80	2,500	80	80	80	4,100	
管理費	54,638	4,979	3,760	5,949	4,970	4,959	5,365	4,944	4,945	3,534	2,955	3,064	5,214	54,638	
①職員共済費	3,130	220	340	360	220	220	220	220	160	500	160	160	350	3,130	
②退職手当引当金	264	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	264	
③臨時職員賃金等	5,320	120	850	850	850	850	800	800	200	0	0	0	0	5,320	
④旅費	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100	
⑤需用費	12,954	1,105	695	845	775	775	775	1,115	1,155	1,475	1,405	1,415	1,419	12,954	
消耗品費	604	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	54	604	
燃料費	4,800	500	40	40	40	40	40	420	440	810	810	810	810	4,800	
印刷製本費	350	30	30	30	30	30	30	30	30	30	20	30	30	350	
修繕料	900	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	900	
光熱費	6,300	450	500	650	580	580	580	540	560	510	450	450	450	6,300	
⑦役務費	900	430	30	30	30	30	90	30	30	30	30	30	110	900	
⑧委託料	27,820	2,122	1,723	3,742	2,973	2,962	3,358	2,657	2,328	1,407	1,238	1,237	2,073	27,820	
⑨使用料及び賃借料	1,650	880	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	1,650	
⑩原材料費	500	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	170	500	
⑪公課費	2,000	50	0	0	0	0	0	0	950	0	0	0	1,000	2,000	
企画事業費	60	0	0	0	50	0	10	0	0	0	0	0	0	60	
消耗品費	60				50		10							60	
保険料														0	
使用料賃借料														0	
支出合計	70,798	6,059	4,840	7,749	6,100	6,039	6,455	6,024	6,025	7,034	4,035	4,144	6,294	70,798	